

令和7年度 豊橋市立多米小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等についての基本的な考え方

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むため、「いじめをしない・させない・見逃さない」を基本理念として定める。

そのためにも、まずはいじめの未然防止に取り組む。そのために児童はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠となる。

またいじめの早期発見が、いじめへの迅速な対処の第一歩となるため、児童のわずかな変化や兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がける。

さらにいじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを行った児童に対して適切に指導する。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

2 いじめ防止対策組織

その組織としては、本校では「生活サポート委員会」がその役割を担う。校長、教頭、主幹、教務主任、校務主任、学年主任、特支主任、国際主任、生徒指導主任で構成する。事案によってはスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家、警察官経験者等の地域人材を活用し、それぞれの役割や専門性を發揮して、解決に向けて組織的、実効的に取り組む。

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「生活サポート委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通じて、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置・いじめ事案の対応
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

令和7年度 豊橋市立多米小学校いじめ防止基本方針

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と「豊橋市いじめ防止基本方針」および「子どもの自殺防止マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童の相互のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己有用感や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせ、いじめをやめさせたいと思える「自浄力」を高める。
- オ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童には、悩みを秘匿して対応できるような相談環境を整える。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートを定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

第1回（6月上旬）	第2回（11月上旬）	第3回（2月中旬）
-----------	------------	-----------

- イ 教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーの来校日を広報し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、外部の相談窓口の紹介、周知、連携を強化する。
- オ 情報モラル教育の充実に向け、研修を行う。またインターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童への支援

- ① 信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という姿勢で対応する。

令和7年度 豊橋市立多米小学校いじめ防止基本方針

- ② 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的プランを立てる。
- ③ 心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。

ウ 加害児童への指導

- ① 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。
- ② 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪できるように指導する。
- ③ 至った経緯や背景を踏まえ、相談活動や指導を継続的に行っていく。

エ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守り、安全を確保する。

オ 教職員の共通理解、保護者の理解、スクールカウンセラーや主任児童委員や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、直ちに教育委員会に報告し、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生活サポート委員会」を母体とした「多米小学校いじめ調査委員会」を設置して「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行う。事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

(4) 重大事態調査完了後の対応

ア いじめを受けた児童への支援

- ・心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。
- ・登校できていない場合には、家庭を訪問して担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって心情を粘り強く丁寧に傾聴する。
- ・事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該児童の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの学習・生活環境を確保する。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行う。

イ いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努め、対応支援を行う。
- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

令和7年度 豊橋市立多米小学校いじめ防止基本方針

- ・受けたいじめに関する事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法とともに検討する。
- ・当該児童への支援を行いながら、必要に応じて専門医療機関等への受診を勧める。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

ウ いじめを行った児童への指導

- ・いじめが決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないように指導する。
- ・スクールカウンセラーや臨床心理士による面談を受け、心情に寄り添った指導をして心からの反省を促すとともに、学校生活への前向きな姿勢を引き出す。

エ いじめを行った児童の保護者への対応

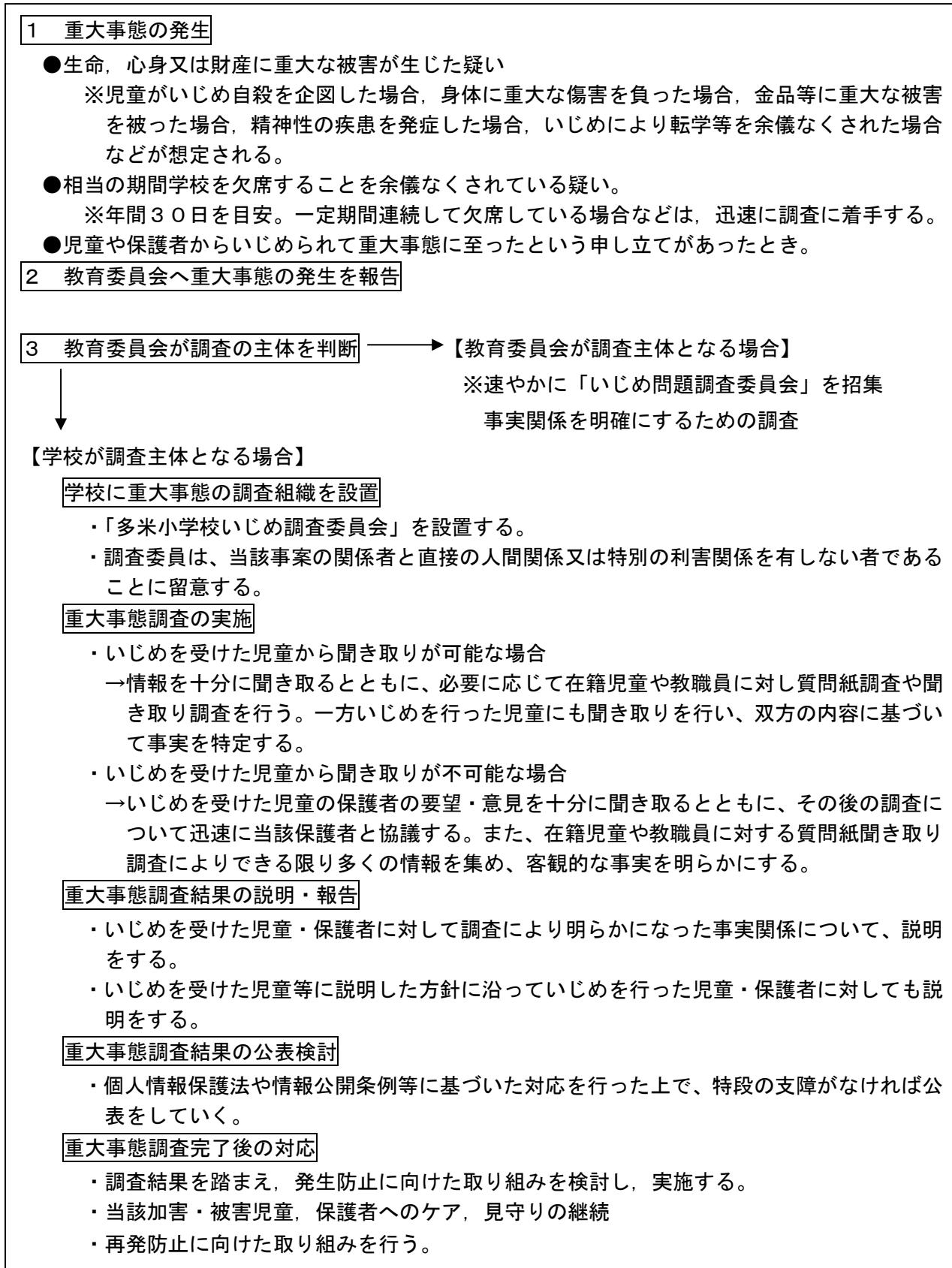
- ・一連の事実を丁寧に伝え、行為の重大さを児童とともに認識してもらい、解決に向けた道筋を示して協力を求める。
- ・児童への接し方や保護者としての役割について適切に助言する。

オ 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

- ・教育委員会と連携の下、児童に関して出席停止措置の活用や、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行う。
- ・児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

令和7年度 豊橋市立多米小学校いじめ防止基本方針

【重大事態発生時の調査対応図】



令和7年度 豊橋市立多米小学校いじめ防止基本方針

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ基本方針を初めとするいじめ防止の取り組みについては、P D C A サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回（5月、9月）計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。